

# 災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和4年11月17日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について . . . . .	2
2 旧本木東小学校解体に伴う避難所再編成について . . . . .	4
3 令和4年度地区防災計画及びコミュニティタイムライン策定の進捗について . . . . .	6

(危機管理部)

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

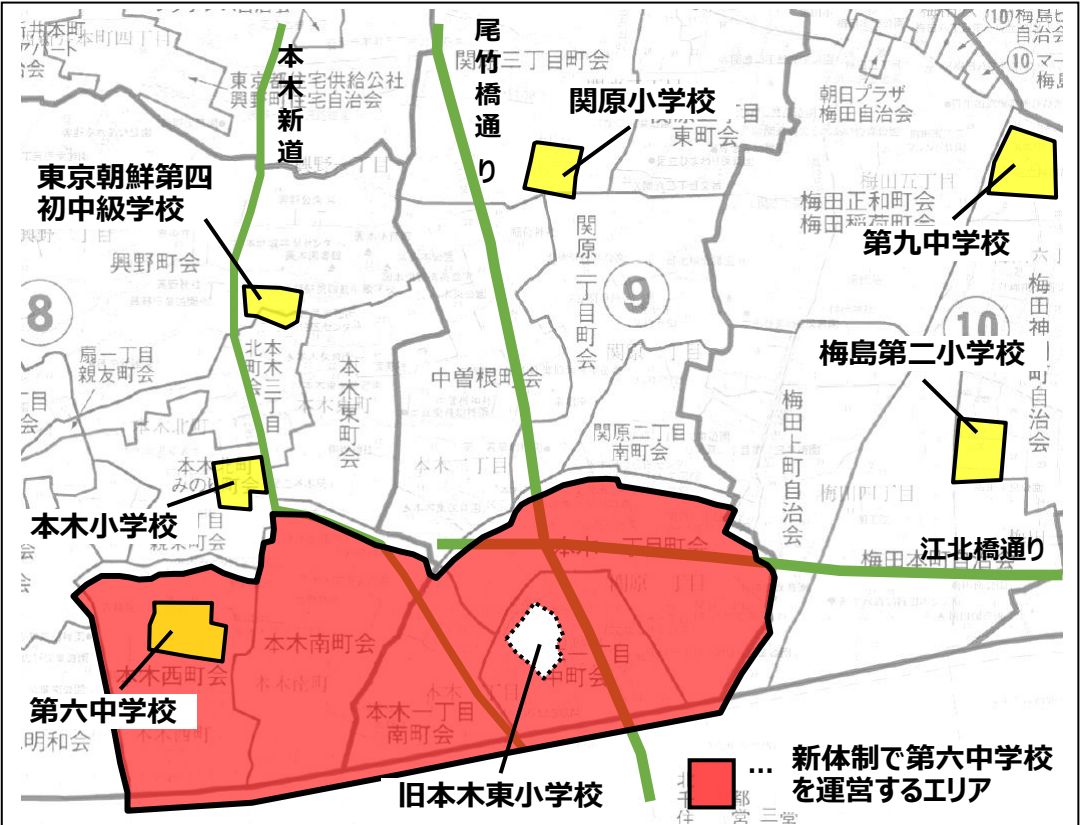
令和4年11月17日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p><b>1 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の抗議行動</b></p> <p>(1) 日時 令和4年11月12日（土）午後2時30分</p> <p>(2) 場所 アレフ入谷施設前</p> <p>(3) 内容 抗議文の読み上げ及び投函</p> <p>(4) 参加者 約20名程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民協議会役員</li> <li>・ 足立区長</li> <li>・ 足立区議会議長</li> <li>・ 足立区議会オウム真理教対策議員連盟会長</li> <li>・ 東京都議会オウム真理教対策議員連盟会長</li> <li>・ オウム真理教対策国会議員連盟幹事</li> </ul> <p>(5) 抗議行動について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、デモ行進と住民集会は実施せず、アレフ入谷施設前での住民協議会役員による抗議文読み上げと投函を実施した。</p> <p><b>2 反社会的団体の規制に関する条例に基づく【第3次】過料処分取消請求事件</b></p> <p>(1) 第一回口頭弁論</p> <p>ア 日時 令和4年12月1日（木）午前11時</p> <p>イ 場所 東京地方裁判所</p> <p>ウ 当事者 原告 Aleph 被告 足立区</p> <p>※ 東京地方裁判所に原告（Aleph）から訴状が提出（9月30日）</p> <p>(2) これまでの経緯</p> <p>ア 平成30年12月19日：条例に基づく報告書の提出を請求</p> <p>イ 平成31年 1月28日～ 令和 元年 7月18日：Aleph から求釈明書の受理及び回答文並びに催告書を発送</p> <p>ウ 令和 元年 7月18日：弁明の機会の付与通知書を発送</p> <p>エ 令和 元年 8月27日：過料処分通知書を発送 過料金額：50,000円</p>

	<p>オ 令和 元年 9月30日：過料未納付に対する督促状を発送</p> <p>カ 令和 元年11月27日：Alephからの過料処分に対する審査請求書受理</p> <p>キ 令和 4年 3月31日：審査請求裁決（請求棄却）</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本件裁判については、弁護士及び関係部署と連携し、適切に対応していく。</p>

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年11月17日

件名	日本木東小学校解体に伴う避難所再編成について																			
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、 総務部 資産管理課、資産活用担当課、高齢者施策推進室 介護保険課																			
内容	<p>日本木東小学校の解体に伴い、令和4年11月から避難所としての指定を解除するため、次のとおり避難所の再編成について報告する。</p> <p><b>1 本木・関原地区の避難所再編成</b></p> <p>令和4年11月から、日本木東小学校の避難所を運営していた3町会が第六中学校の避難所運営会議に編入し、次のとおり5町会が合同で第六中学校を避難所運営する。</p> <table border="1" data-bbox="363 752 1449 1178"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">町会名</th> <th colspan="2">運営する避難所</th> </tr> <tr> <th>令和4年10月まで</th> <th>令和4年11月から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本木西町会</td> <td rowspan="2">第六中学校</td> <td rowspan="5">第六中学校</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>本木南町会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>本木一丁目町会</td> <td rowspan="3">旧日本木東小学校</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>本木一丁目中町会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>本木一丁目南町会</td> </tr> </tbody> </table>	No.	町会名	運営する避難所		令和4年10月まで	令和4年11月から	1	本木西町会	第六中学校	第六中学校	2	本木南町会	3	本木一丁目町会	旧日本木東小学校	4	本木一丁目中町会	5	本木一丁目南町会
	No.			町会名	運営する避難所															
令和4年10月まで		令和4年11月から																		
1	本木西町会	第六中学校	第六中学校																	
2	本木南町会																			
3	本木一丁目町会	旧日本木東小学校																		
4	本木一丁目中町会																			
5	本木一丁目南町会																			
<p><b>2 本木・関原エリア周辺の避難所マップ</b></p>  <p>... 新体制で第六中学校を運営するエリア</p>																				

### 3 日本木東小学校跡地の避難所機能

日本木東小学校跡地に建てられる特別養護老人ホームは、水害リスクの高い地域などの理由から、以下の条件を付して公募している。

#### 【避難所機能にかかる主な公募条件】

No.	避難所機能等	公募条件
1	防災拠点型地域交流スペース	400㎡以上（※1）
2	防災備蓄倉庫	概ね50㎡以上
3	避難所の種類	第一次避難所（※2）
4	避難所の運営主体（想定）	町会・自治会などの地域住民

※1 トイレ等の付帯設備を含めると600～800㎡程度を想定

※2 災害時には、不特定多数の避難者が利用する施設となるため、避難者と入居者の動線を分けて、感染症対策を講じるなどの配慮が必要

### 4 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和4年11月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>あだち広報11月25日号で周知する。</li><li>「避難所啓発チラシ」を本木・関原エリアに全戸配布し周知する。</li></ul>
令和5年3月まで	<ul style="list-style-type: none"><li>第六中学校避難所運営会議（新体制）の役員会を実施し、体制を確立する。</li></ul>
令和6年4月～	<ul style="list-style-type: none"><li>旧日本木東小学校跡地に建つ特別養護老人ホームの開設と同時に避難所としても運用できるよう地域・事業者・区の3者で避難所の運用方法を協議する。</li></ul>
令和7年12月頃予定	<ul style="list-style-type: none"><li>特別養護老人ホームの開設</li></ul>

### 5 避難先について

災害時、火災や建物倒壊などにより、避難者の居住地から避難所までの経路に危険が生じる場合等があるため、どこの避難所にも避難できるよう避難者の避難先は限定していない。

問 題 点  
今後の方針

第一次避難所の運営については、災害時、スムーズに避難所の開設・運営ができるよう、地域・事業者・区の3者で綿密に連携していく。

# 災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年11月17日

件名	令和4年度地区防災計画及びコミュニティタイムライン策定の進捗について
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内容	<p>今年度進めている「地区防災計画」新規策定や既計画の見直しの進捗、「コミュニティタイムライン」策定の進捗について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 地区防災計画策定支援の進捗について</b></p> <p>以下の町会・自治会に対し、地区防災計画策定に伴うワークショップ等を実施し、策定支援を進めている（詳細は別紙のとおり）。</p> <p>(1) 令和4年度から新たに策定支援している団体（13団体）</p> <p>(2) 令和3年度から継続して策定支援している団体（2団体）</p> <p>(3) 既計画の見直し団体（11団体）</p> <p><b>2 コミュニティタイムライン策定支援の進捗について</b></p> <p>(1) 本木・関原地区（8団体）</p> <p>計画策定のためのワークショップ（全4回）は実施済み（詳細は別紙のとおり）。</p> <p>また、ワークショップ実施後、以下のとおり進めている。</p> <p>ア 町会・自治会ごとのコミュニティタイムラインを策定する。</p> <p>イ 本木・関原地区の区民に周知するため、リーフレットを作成し、当該地区内に全戸配布する。</p> <p>(2) 千住第五地区（10団体）</p> <p>計画策定のため、順次ワークショップを実施している（詳細は別紙のとおり）。</p>
問題点 今後の方針	<p>地区防災計画及びコミュニティタイムラインのワークショップの開催については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、町会・自治会とも相談したうえで、やり方を工夫するなど柔軟に対応していく。</p> <p>コミュニティタイムライン策定地区に対しては、策定した計画をより実効性のあるものにブラッシュアップするため、訓練などフォローアップ方法を検討していく。</p>

1 地区防災計画の策定・見直しの支援について

(1) 新規策定支援している団体 (15 団体)

ア 令和4年度から新たに策定支援している団体 (13 団体)

町会・自治会名		事前説明	ワークショップ ①	ワークショップ ②	ワークショップ ③
1	都営千住元町団地一・二号棟自治会	策定中の千住第五地区コミュニティタイムラインの内容をもとに地区防災計画を策定予定	10月21日	12月2日	未定
2	都営千住元町団地三・四号棟自治会				
3	北千住第二グレイムンション自治会				
4	五反野西町会	10月21日	12月2日	未定	
5	足立東町会				
6	足立日吉町会				
7	足立高砂町会				
8	足立四丁目町会	6月7日	10月3日	11月20日	未定
9	千住東一丁目会				
10	千住東町町会				
11	北千住パークファミリア自治会	10月12日	未定		
12	千住東二丁目自治会	6月7日	10月3日	11月20日	未定
13	千住東町住宅自治会				

イ 令和3年度から継続して策定支援している団体 (2 団体)

町会・自治会名		事前説明	ワークショップ ①	ワークショップ ②	ワークショップ ③
14	本木一丁目町会	本木・関原地区コミュニティタイムラインの内容をもとに地区防災計画を策定予定			
15	本木一丁目中町会				

(2) 既計画の見直し団体 (11 団体)

ア 平成30年度に策定した計画の見直し団体 (9 団体)

町会・自治会名		ワークショップ
1	柳原南町会	日程調整中
2	柳原北町会	
3	本木三丁目北町会	
4	本木北町みのり町会	
5	関原二丁目南町会	
6	関原二丁目町会	
7	梅田上町自治会	
8	梅田稲荷町会	
9	梅田正和町会	

イ 平成29年度に策定した計画の見直し団体 (2 団体)

町会・自治会名		ワークショップ
10	中曽根町会	本木・関原地区コミュニティタイムラインの内容をもとに地区防災計画を見直し予定
11	本木一丁目南町会	

2 コミュニティタイムライン策定の支援について

(1) 本木・関原地区 (8 団体)

町会・自治会名		事前説明	ワークショップ ①	ワークショップ ②	ワークショップ ③	ワークショップ ④
1	本木一丁目町会	令和2年度実施済み	令和2年度実施済み	令和3年度実施済み	令和3年度実施済み	6月11日実施済み
2	本木一丁目中町会					
3	本木一丁目南町会					
4	関原二丁目南町会					
5	関原三丁目東町会	※ ワークショップ①と②の間に緊急事態宣言等発令された影響で10ヵ月間開催できなかったため、ワークショップを4回実施。				
6	中曽根町会					
7	関原二丁目町会					
8	関原三丁目町会					

(2) 千住第五地区 (10 団体)

町会・自治会名		事前説明	ワークショップ ①	ワークショップ ②	ワークショップ ③
1	千住大川町東町会	令和3年度実施済み	6月25日実施済み	10月1日実施済み	11月12日実施済み
2	千住大川町西町会				
3	千住大川町南町会				
4	千住元町町会				
5	千住柳町々会				
6	千住寿町南町会				
7	千住寿町北町会				
8	都営千住元町団地一・二号棟自治会				
9	都営千住元町団地三・四号棟自治会				
10	北千住第二グレイムンション自治会				